

ケータイにはフィルタリングを！

青少年の健全な育成に関する条例が改正されました

(平成23年4月1日から適用)

主な改正内容

青少年をインターネット上の有害情報から守るため、青少年が使用する携帯電話等については、安易にフィルタリングサービスが解除されることのないよう、新たに手続等が定められました。

- フィルタリングサービスを解除するために必要となる正当な理由が定められました。
- フィルタリングサービスを解除する場合は、保護者が正当な理由を携帯電話事業者に書面で申し出ていただくことが必要になりました。

保護者がフィルタリングサービスを解除するために必要となる正当な理由

保護者がその保護する青少年の携帯電話等でのインターネット利用状況を適切に把握すること等により、青少年がインターネット上での有害情報を閲覧することがないようにすること。

就労している青少年が、フィルタリングサービスを利用することで、その就労に著しい支障が生じること。

障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用することで、その日常生活に著しい支障が生じること。

フィルタリングってなに？

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能です。しかし、フィルタリングは万能ではありません。そのため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解して、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大切です。携帯電話においては、携帯電話事業者各社から無料で提供されています。



京 都 府

このチラシについてのお問い合わせは京都府府民生活部青少年課まで
電話 075(414)4305 FAX 075 (414)4303 E-mail seisho@pref.kyoto.lg.jp



ここをを整える～文化発心
第26回国民文化祭・京都2011
平成23年10月29日㊥ー11月6日㊤
第26回国民文化祭京都府実行委員会事務局(京都府国民文化祭推進局)



PR 隊長 まゆまる

青少年の健全な育成に関する条例の一部改正の概要

1 インターネットに係る努力義務（第18条の3関係）

保護者は、青少年によるインターネットの不適切な利用に起因して生じる問題等が青少年の健全な成長を阻害するおそれがあることについて理解するよう努めるとともに、青少年の発達段階にに応じて、インターネットの利用の状況を適切に把握し、その利用を適切に管理するよう努めなければならないこととしました。

2 携帯電話端末による有害情報の閲覧の防止（第18条の4関係）

(1) 保護者が、フィルタリングサービスの解除の申出ができる理由を次のとおり規定し、携帯電話インターネット事業者に対し、書面で申し出ることとしました。

ア 保護者がその保護する青少年の携帯電話等でのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

イ 就労している青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の就労に著しい支障を生じること。

ウ 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の日常生活に著しい支障を生じること。

(2) 携帯電話インターネット事業者は、契約時、青少年又はその保護者に対し、有害情報を閲覧する機会が生じること等を説明の上、その内容を記載した説明書を交付することとしました。

(3) 携帯電話インターネット事業者は、(1)の書面が提出された場合に限り、フィルタリングサービスを解除できることとし、当該書面を保存することとしました。

(4) 知事は、携帯電話インターネット事業者が(2)又は(3)に違反しているときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができることとしました。

(5) 知事は、(4)の勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスの提供を受けずに携帯電話でインターネットを利用している青少年の保護者に対し、報告等を求めることができることとしました。

3 端末設備を公衆の利用に供する者が講じるべき措置（第18条の5関係）

(1) 青少年の利用に供する場合、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な措置を講じることとしました。

(2) 知事は、事業者が(1)に違反しているときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができることとしました。

4 インターネットの利用に係る府の支援等（第18条の6関係）

(1) 府は、啓発、教育等の施策を推進するとともに、保護者及び青少年育成関係者の取組を支援するよう努めることとしました。

(2) インターネット上の有害情報等により、健全な成長を阻害される等の被害を受けた又は受けるおそれのある青少年及びその保護者の支援に努めることとしました。

5 公表（第27条の2関係）

(1) 事業者が勧告に従わない場合、知事はその旨を公表することができることとしました。

(2) 知事は、公表に際して、勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えることとしました。

6 施行期日（附則関係）

平成23年4月1日